

令和5年度 第1回泉佐野市子ども・子育て会議議事録

開催日時	令和5年9月8日（金） 午後3時30分～午後6時10分
開催場所	泉佐野市立文化会館（エブノ泉の森ホール）2階会議室大
出席者 （委員）	長瀬委員（会長）、今堀委員（副会長）、駒木委員、松田委員、杉村委員、谷口武委員、中西委員、家治委員、菊委員、内田委員、川上委員、三山委員、谷口朋委員、牛山委員
欠席者	寺田委員
事務局	古谷部長、前田理事、松若参事、貝塚課長代理、稲田主幹、和泉主幹、奥村係長、田倉課長（学校教育課長）、和田参事（学校指導担当参事）、佐藤課長（健康推進課長）、岩谷主幹（健康推進課主幹）
傍聴人	1人
議題	（1）令和4年度いずみさの子ども未来総合計画の進捗状況について （2）（仮称）泉佐野市こども基本条例（案）について
資料	<p>【資料1】 泉佐野市子ども・子育て会議 委員名簿</p> <p>【資料2-①】 泉佐野市子ども・子育て会議条例</p> <p>【資料2-②】 泉佐野市子ども・子育て会議条例施行規則</p> <p>【資料3】 泉佐野市子ども・子育て会議</p> <p>【資料4】 いずみさの子ども未来総合計画（令和2～6年度）概要版</p> <p>【資料5-①】 いずみさの子ども未来総合計画令和4年度実施事業評価一覧表</p> <p>【資料5-②】 いずみさの子ども未来総合計画 PDCA サイクル進捗管理シート</p> <p>【資料6-①】 （仮称）泉佐野市こども基本条例の検討について</p> <p>【資料6-②】 （仮称）泉佐野市こども基本条例の骨子（案）について</p> <p>【資料6-③】 （仮称）泉佐野市こども基本条例（案）</p> <p>【資料6-④】 （仮称）泉佐野市こども基本条例（案）逐条解説資料</p> <p>【資料6-⑤】 こどもの意見を聴くアンケート調査の実施（案）</p>

議 事	<p>&lt;進行概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 開会</li> <li>(2) 委員及び事務局の紹介</li> <li>(3) 資料の確認</li> <li>(4) 泉佐野市子ども・子育て会議の趣旨等について事務局より説明</li> <li>(5) いずみさの子ども未来総合計画の概要及び令和4年度進捗状況について事務局より説明があり、下記の質疑応答、意見交換の後、承認された。</li> <li>(6) (仮称) 泉佐野市子ども基本条例(案)について事務局より説明があり、下記の質疑応答、意見交換の後、意見を反映することを前提に承認された。</li> <li>(7) その他事務局より報告</li> <li>(8) 閉会</li> </ol> <p>&lt;質疑・意見交換&gt;</p> <p>それでは議題に入りますが、本日の案件は次第にあるとおり2点ございます。また、本日の会議時間は概ね2時間の予定となっておりますので、委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。まず、「議題(1) いずみさの子ども未来総合計画の令和3年度の進捗状況について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(「議題(1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画」について事務局説明)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局より各事業についての進捗状況及び担当課評価についての説明がありました。これより委員の皆様からご意見やご感想、ご質問等を頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。なお、説明にもありましたように、対象となる事業が152事業ということで非常に多くの事業が対象となっております。また、事務局の子育て支援課や教育委員会、健康推進課以外を担当課とする事業も数多くあることから、質問の内容によっては本日この場でお答えできないこともあるかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。</p> <p>(委員)</p> <p>事業番号14番の子ども家庭総合支援拠点の設置について、令和3年度D評価から令和4年度E評価に変わっています。昨年度も何もできていませんでした、という回答でした。令和6年4月に子ども家庭センターを設置するとのことですが、現況として人員の確保はできているのか、センターとして機能できるようになっている</p>
-----	---

のか教えていただきたいです。

(議長)

では、ただいまのご質問につきまして、現在の進捗状況、見通しがきちんと立っているのかどうか、事務局の方からお願いいたします。

(松若参事)

子ども家庭総合支援拠点につきましては、設置ができていなくて誠に申し訳ない限りです。やはりネックとなっておりますのは、人員体制の整備ができなかったというところでございます。委員のご指摘の通り令和6年度こども家庭センターの設置に向けて、鋭意努力しているところでございます。こども家庭センターにつきましては、子育て支援課の家庭児童相談室と健康推進課の母子保健の職員を核としまして体制を整えていく予定でございます。この人員体制につきましては、体制の担当課でございます政策推進課と現在調整中でございます。設置に向けて努力しているところでございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

努力しているということであればそれを見守るしかない。努力していただいているということ、残り半年で結構すぐ来ると思いますが、4月にきちんとスタートできそうな雰囲気でしょうか。

(松若参事)

こちらのセンターにつきましては専門職の確保が非常に重要となっております。この秋の職員の採用試験につきましても、専門職の募集枠をとっておりますので、これにまず応募していただければありがたいということと、併せて、現在いる職員での体制整備を考えております。何人の採用ができるかということと、私ども現在の関係職員で、どういう枠組みを作っていけるかということ、これを精査しているところでございます。ただし、今申し上げている家庭児童相談室、いわゆる児童虐待対応の分野につきましては、各方面でも採用が非常に厳しくなっておりまして、人材不足といいますか、仕事の困難度や、ストレスが非常に高くなる仕事でもございます。各方面でも人手不足ということが叫ばれておりますので、私どももできるだけの採用を頑張りたいと思っております。

(委員)

どことも人材不足はあると思いますが、人材不足を叫んでからかなりの年月が経っていると思います。人口も減少しているところですし、なかなか優秀な人材もひとつところに集まるってことはないと思うので、取り合いになっちゃうのでしょうか。設置することを前提にしているのであれば、いかにしてそういう人たちを

取り込めるかというところをもっと知恵を出さないと、多分これは永遠に続くことだと思えます。ですので、どうしたらいいかっていう方法論は無いのですが、保育・教育全て何もかもが人材不足に陥っているような日本なので、この先何かをするにあたっていろんなことを考えていただいているのは良いですけども、そもそもの人材が確保できなければ、言葉ばかりで全然中身が伴わないっていう状況が永遠に続くような気がします。どのように人材を確保するのかっていうところに、もっと知恵を皆さん出せるようにしていったらいいかなと思います。市役所も考えてはいると思うのですが、本当に4月1日からスタートできるんですよね。

(松若参事)

はい。4月に設置するというので、現在努力しておりますのでご理解いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(議長)

委員からありましたように、核となる専門職の確保というのは大変困難なことはみんな理解していますが、それでも重要な事項ですので、ぜひ良い人材の確保の方法も考えていただき、担当課でより一層調整を図って、実現に向けてより詰めていただきたいと思います。ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。はい、では委員お願いします。

(委員)

前回の会議で総評について質問をさせていただいて、各課の一覧表ではなく総評をご用意いただけるということで、そのときご回答いただいたと認識をしております。その件で質問させていただきたいのですが、その前に一つ意見として先程の話で人がいないというところに関して、私はいま委員の立場で本日参加しておりますけれども、本職のシステムエンジニアでデジタルトランスフォーメーションが担当ということで一言述べさせていただきます。

人がいないという中で本日の資料の中でもICT導入というところは書かれていますが、特にその人がいない中でやっていくということは各課それぞれ個別では難しいというところはあるかと十分承知しております。ですので、なおさらその総評の話にも繋がった部分ですけども、各課がどう協力してきたという部分について認識を合わせていくということがより重要ではないかなというふうに考えている次第です。そういったところからも、前回申し上げた各課でご用意していただける総評は、資料としてどこを見ればわかるかというところを質問申し上げる次第です。

(議長)

事務局の方お願いいたします。

(前田理事)

総評というのは一覧表のことでしょうか。

(委員)

前回の会議で各課の一覧表として各事業を載せていただいていると。今後、いま令和2年度から令和6年度の途中で、これが終わった後にはその次も考えていけないといけない。そのときになって一から合わせるのではなくて、各課がそれぞれどういうふうに考えているかというところをA4サイズ1枚でもいいので、総評というものを出していただくことができないかと前回意見として申し上げました。そのときいただいた回答としましては総評を各課から出してもらうようにするという回答をいただいたと理解しています。本日それから時間が経っていて資料としてはどうなのかなというところを質問しているという状況です。

(議長)

前回にご要望があった点ですが、その点はいかがでしょうか。

(前田理事)

総評というのは要するに各担当課の評価の基準のようなものでしょうか。

(委員)

方針の基準ですね。お互い各課がどういったものを、例えば、特に共同で取り組まれていることとか、類似事業の評価の軸がそれぞれBだったりCだったりと違うということも前回意見として出ました。それを合わせていく、お互い協力するときには、どういったところを重視しているかということをお互いにかかるようにしておく必要があるのではないかとというふうに前回述べました。具体的などころとして総評が必要だと思いますという意見を述べた次第です。

(前田理事)

総評につきましては昨年度の評価に基づいて各担当課には情報提供しています。本日は申し訳ございませんが、総評的なものはご用意できておりません。本日の会議をもって、改めて会議後の資料ということで、情報提供させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

(委員)

ありがとうございます。前回議事録の経緯があったかなと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

(議長)

ではまた会議後になっても構いませんので今のご要望を担当課の方と調整をしていただいて、作成の方に取り組んでください。お願いいたします。ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。

(委員)

本日の内容のことについて質問2点と意見・要望4点ございます。私は担当課評

価のところもちろん見ているのですが、評価の中身の文章のところ、どう考えておられるのかなっていうところにもすごく気になっているところがあります。まず質問2点ですが、項目で申しますと事業番号23番の通常保育事業です。施策・事業の概要・今後の方向というところで、待機児童を出さないように定員枠を確保しますと書いてくださっています。それに基づいたら、待機児童は今のところいないというところ、やや定員割れしているのかなというようにみえます。定員枠というのはあくまでも泉佐野市全体ということで、一つ目の質問としましては、地域によって差があるのではないかと、待機児童あるいは定員割れの偏りはないのかどうかということを考えます。そして二つ目の質問は、もし今後偏りがでそうな場合、あるいは今出ている場合、現時点で何か具体的な対応を検討されているのかどうか、教えていただければと思います。お願いします。

(議長)

ではご要望の方は後でお聞かせいただくとして、最初の質問の答えを事務局の方から2点ありましたが、お答えいただけますでしょうか。

(前田理事)

事業番号23番の通常保育事業の評価につきましては、基本的に地域全体の保育需要に対する供給ということで、待機児童がないということで、B評価としております。個々の園について今後少子化が進む中で、おっしゃられるように、各園によっては定員割れの園も出てくるかと思われまます。それについては、本市としては個別にこども施策の推進ということで施策を考えていく必要があります。現状、市政方針でも挙げております、例えば送迎保育ステーションの実現等、今後様々な施策は検討していく必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議長)

委員、今の点はよろしいですか。

(委員)

現時点では待機児童とか定員割れの地域的な偏りはないという認識でよろしいでしょうか。

(古谷部長)

泉佐野市全体でも子育て世代が多い地域、あるいは高齢化が進んでいて子どもが少ない地域のばらつきがあります。市内のこども園、保育園につきましても地域の一番端にあつたり、中心部にあつたり、子どもの多い地域にあつたりします。子どもの多いところの地域についてはどうしても希望される世帯が多くなってきますので、定員を超えて申し込みがあります。逆に地域の端の方になるとなかなか不便であるというようなことで若干空きが出るような施設もございます。先程前田理事の方からも話がありましたようにやはり地域的にハンディがある、子どもが少ない地域についても、定員を満たしていただくような、市全体でバランスをとっていくよ

うな新たな保育送迎ステーションという事業を市の方で考えております。そういったところで、地域間格差のないような形で運営していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

若干、子育て世帯のばらつきの関係で地域間格差があるということで、その格差に対応するような事業を考えていくということで、今のご質問についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。引き続きお願いします。

(委員)

要望に近いような意見ですが4点あるうちのまず1点目ですが、事業番号25番の障害児保育について、一つのこども園の責任を持つものとして、本当に感謝しているところです。手厚いところがあるというのは、日々感じております。ただ、一方で近隣の和泉市等々を見ていると、独自の加算基準が高いようです。泉佐野市においても障害児保育で3歳児以上に力を入れていることが多いかと思うのですが、意外に難しいのは2歳の子どもたちで、より丁寧な保育が求められるところがあります。これは国の定員でも変わっていないところですので、例えば2歳の市独自の加配を手厚くするというようなことをしていただければ、より良いのかなということが一つあります。また、加配の要件についても実務的なところを申しますと加配の付き方というのは、とある子どもさんがいたら追加で0.25人職員が必要というのを0.25加配といいます。例えば0.25加配が必要な子どもが3人いれば、 $0.25 \times 3$ で0.75人の費用を園の方に出しますので、それで対応してくださいというふうな形です。しかし、実際保育をする側としましては、0.25加配という形で付こうが0.5加配が付こうが1人は必要な状況ですね。 $0.25 \times 2$ 人だから0.5人でいい訳ではなくて、0.5人であっても1人採用するときは採用します。できれば1人の必要としている子どもに職員を1人つけたいということもあります。もちろん0.5加配という形であれば、半日ずつとか、週の半分ずつどちらかの子どもに行くってこともできるのですが、その辺は実際問題0.25のような算定基準でいきますと、なかなか人がいないというのがありますが、雇用する側としても、そのところに費用を割けないということもありますので、もしできれば、加配の算定基準についても少し手厚いところがあればいいのかなというのが意見の1つ目のところです。続いてよろしいでしょうかね。

2点目は事業番号30番の学校・園・保育所の連携強化について、幼稚園・認定こども園・保育園、小中学校間の教職員、子ども、保護者間の交流を図り、さまざまな機会を通して校種間連携を進めます、ということで、私が気になるところは特にこの評価Bのところの横に書いてある子育て支援課のコメントです。「校区によって公立こども園から小学校の授業参観の見学を、小学校からはこども園に新1年生の様子を伝えて情報を共有してきました」ということで、いま保幼少の連携はカリキュラム化されてきていまして市を上げてそのようなカリキュラムを作っているところもあります。私達の方でも、小学校との接続を考えてのカリキュラムは作っているのですが、やはりここに書かれている通り校区によって差がある、厳しい言い方

をすれば関わっている園と小学校の担当者同士で差があると。これは前回も申したいと思いますが校長が変わるとまたゼロに戻ってしまう、あるいは園長が変わるとゼロに戻ってしまうというところがありまして、どうしても組織対組織あるいは市としての方針というよりは、個別の園同士、学校同士が今、行っているような現状があると思います。それがいみじくも子育て支援課の方にも校区によってということが書いてありましたので、せつかくこのような会議もありますしカリキュラム化もされているところですので、できればこれは校区によってではなくても、市としてやるってというような形で何か枠組みを作っていただいて、園もこの関係している施設も小・中学校も人によらないで、いわゆる属人化しないでシステムとしてこれを回していくってようなことができればということをお意見・要望としてお伝えしたいと思います。

そして、3点目は事業番号83番の講演会や学習会の開催について、いろんな講演会を開催されているのは本当に良いことだと見ております。ただ一つ意見として言わせていただければ、子育て、子育ての方がいいのかなと思います。子育てというのは親がという主語があるかと思えます。あまり親がというよりは子どもが自分で育つということをお大事にしたいと思うのです。それでもやはり親の影響というのが大きいと思います。もし子育てということをお考えるのであれば、親あるいは保護者がどのように向き合うかということが重要なのかなということをお考えます。ということは、講演会や学習会の開催ということで、今は親子で参加できる講座を念頭に置かれているのですが、例えば保護者がどう子育てに向き合えるか、あるいは今抱えている悩みを保護者同士が分かち合えるような場がある、あるいはその子育ての苦労に対して何かヒントになるような講演がある、そのような保護者を中心にしたような講演・活動する場が提供されてもいいかとお考えたところです。もし可能であればそのような視点も加えていただければなと思っております。

最後4点目の意見ですが、事業番号148番の児童発達支援センターについて、施策の概要で「療育支援施設として関係機関との連携・調整を図りながらセンター機能の充実に努めます。」ということで、先日、見学にも行かせていただいたのですが、まさにその機能を果たされているところです。非常に頼もしい存在として、ありがたいと思っております。意見としてお伝えしたいことは、いまだいぶ話題になってきましたがニュース等々でも報じられるようになりましたが、医療的ケアの子どもたちが大きく取り上げられるようにはなってまいりました。医療的ケアの子どもたち、泉佐野市は特に進んで受け入れられている児童発達支援センターの方も力を入れられているということは聞いております。ただ保護者の要望・考えとしては公立園だけではなくて公立のセンターだけではなく、民間園も利用したい方もおられるのかなという、選択肢が公立だけではなくて民間があった方がいいなということと。やはり民間園の立場の中におりますと、そういうことは本当にごく一部ですがそういうことは公立の方です、した方がいいよねとか、公立がやるべきだよねというように変なすみ分けみたいなのも感じる場所があります。この理由はひとえに運営の財政的な問題もあるかと思えます。先程の障害児保育の加配もですが、決められた予算の中で人件費の管理・職員配置をしていかなければならないので、なかなか民間の方でするのは難しいのかなということも思うのですが。例えば、国もそ

のような方針・施策も打ち出しているのですが、実際こども園の中でも看護師を配置しているところがございます。医療的ケアに特化しているかどうかは別ですが、看護師がいるこども園・保育施設はあります。ただ、看護師1人を保育士とみなすことができるというみなし保育士という制度がありまして、実際に看護師を配置している園のほとんどは、看護師が看護師として働いているのではなく、保育士として0歳1歳の保育に従事している形です。看護の専門家というよりは保育士なんですね。もちろん看護のことは見られるのですが、専従ではないですね。専従でおこうとすると、これは園の運営上完全に保育からは費用は出ませんので、もう自助努力で捻出をするということになります。ですので、もし医療的ケアということを考えていくのであれば、あるいは民間園にもということを経後そういう可能性があるとするならば、例えば看護師、すぐに1名とは申しませんが、常時看護師がいる場合、医療的ケアを受け入れるような体制を整える場合には、1人分に近いような加算というようなものがあった方がいいのかなということも考えます。あるいはもし医療的ケアの子どもを受け入れた場合には、看護師1人を確実にその子どものために充てられるように予算措置があった方がいいのかなということも少し願っているところがあります。あるいは当園も看護師はいるのですが実は看護師というのは、保育所とかこども園では1人の職種なんですね。ほとんどの場合は40人ぐらい職員がいるところでも看護師が1人となると、職種としては孤立しています。横の繋がりがありません。なおかつそこで専門性を求められ、場合によっては今の保育のやり方に対してまずいと、保育士に意見を申さなければいけない場合があります。ところが1人でやると多勢に無勢で、保育士が今までこういうやり方をしてきたからと言われてしまうと立場が非常に弱いということもあります。もう1つの意見としては、泉佐野市内には数名看護師がいるっていうのは先程数値で出ていましたので、例えば公立・民間の枠を超えて看護師がいる保育・教育施設で横の繋がりを作ってはどうか。情報共有も含めて、市全体でこの療育に取り組むということも含めて、同じ水準で同じ基準で、また、看護師を孤立させないということのためにも、そのようなネットワークができればどうかと考えております。すみません、長々と申しましたが以上4点意見・要望を述べさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

(議長)

ありがとうございます。今のご意見・ご要望4点ございましたが、それにつきまして担当課である事務局の方からいかがでしょうか。

(古谷部長)

1点目の障害児保育について、いわゆる配慮を要する子どもをこども園・保育園で預かる時に加配の職員を付けて保育することを障害児保育というように呼んでおります。以前は配慮がいる子どもの受け入れについては、公立保育所があった時代は公立で障害児保育をしますというような形で、選択肢がかなり狭くなっていた状況でございます。配慮を要する子どもがだんだん増えてきているというような状況で、なかなか公立保育所だけではそういった子どもの受け入れが難しいこと、泉佐

野市の場合は公立保育所を民営化してきた経緯もあり、いわゆる公立保育所、そして民営化した保育園で障害児保育をやっていくというようなことで、徐々に拡大しています。現在は民間の保育園・こども園についても同じように障害児保育を実施しているということで、現状では市内のこども園・保育園においては全ての園で障害児保育をやっていきますというような状況です。委員のおっしゃっていただいたように、いわゆる障害児保育を民間でやっていただくときに、やはり配慮がいる子どもに職員をつけていただいて保育をしていただくということで、当然その配置する職員の人件費に当たる部分を障害児保育補助金という形で民間園にお渡しさせていただいて、民間園の方でも障害児保育をやっていただいているというのが現状です。障害児保育の対象は泉佐野市では3歳児以上の子どもとしています。国で定める保育士の配置基準で言いますと3歳児クラスは1人の保育士が3歳児20人をみるという20対1、4・5歳児クラスは30対1の配置状況で、その中にも配慮のいる子どもがいるとなかなか1人の先生では対応ができないというようなところで、3歳児以上のクラスについては、配慮のいる子どもがいたときには加配の職員をつけるというような形で利用していただいているようなことでございます。2歳児以下の子どもについては、0歳児3対1、1歳児6対1、2歳児6対1の配置基準で、1人の保育士が見る子どもの数が少ないような中で、そこに加配の職員を付けるというようなところまでは、泉佐野市の制度では現状では実施しておりません。2歳児以下の子どもであっても、子どもの状況によっては職員が1人付かないといけないというような子どもがいる状況、6対1や3対1の配置基準の中でも追加で職員がその子どもに付かないといけないという状況も出てきていることもあります。先程和泉市の例でもおっしゃっていただいたんですけど、市によってはそういった3歳以下のクラスについてもそういった加配の職員を入れて保育しているというような市もございます。泉佐野市の方でもケースによっては年齢にこだわらず、障害児加配の制度を取り入れていきたいということで、現在研究しているところでございますので、その辺はご理解をいただきたいなと思います。

2点目の学校・園・保育所の連携強化について、就学前から小学校への接続が教育要領等にも示されているということで、取り組み自体はこれまでも教育委員会とも連携しながら何とかやっていくような形で進めていこうというようなことで絵を描いておったんですけども、ここ2~3年コロナの影響もあって、なかなかそういった職員同士の繋がりを持ってないというような状況もございました。今年度以降そういった状況が改善されているというようなこともございますので、引き続き教育委員会とも連携しながら就学前施設と小学校との接続を考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

3点目の講演会や学習会の開催について、担当課が生涯学習課ということで、いわゆる親子で参加するような講座の実績等が書かれています。生涯学習課だけではなく、例えば子育て支援課につきましても、子育て支援センターや各こども園においても親育ち・親向けの講演・講習会、研修会も実施しております。引き続き取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

4点目の児童発達支援センター、医療的ケアの子どもについては、令和3年9月に医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律が施行されて、医療的ケ

アの子どもに対して、保育であったら市の責務としてそういった子どもの支援措置を講じなければならないというようなことが法律で明記をされております。ここに書いております医療的ケア児訪問支援事業というのは市の独自の事業です。障害のある子どもの場合は、就学前であれば児童発達支援、小学校以上であれば放課後等デイサービス等のサービスを利用できる事業があります。しかし、医療的ケアの子どもの場合は、居宅型児童発達支援というのは事業としてありますが、そういった制度の対象外の方に対して市独自で児童発達支援センターの職員が訪問してケアをする事業を実施しています。医療的ケアの子どもの受け入れは、現在、市内ですと公立園 2 園で医療的ケアの子どもを受け入れて保育をしているというような現状があります。先程委員がおっしゃったように民間園でも看護師を配置している園でないと、医療的ケアの子どもを受け入れられないというようなこともございます。市内の公立園は看護師を配置しておりますが、民間園は看護師を配置している園があったり、なかったりします。なおかつ、その看護師についても保育を担って入っていただいている園もあるので、医療的ケア児を受け入れている園としての選択肢は限られてしまいます。実際のところ公立でないと医療的ケアの子どもを受け入れる園が無いような状況ですが、看護師を配置している園であれば選択肢の中に含めることができるのかなというようにも考えます。民間園でも受け入れていただく場合につきましては、何らかの対応を考えていきたいと思っておりますので、答えになっているかどうかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

(議長)

委員、いかがでしょうか。

(委員)

他の園も同じような状況はあるかと思っておりますので、前向きに検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(議長)

障害児保育あるいは医療的ケア児に関しましては財政的な負担がありますので、大変だというのは十分理解してはいますが、市の方も前向きに考えていただきまして、先程のように実際には園内で努力してきていただいている部分にできるだけ負担の少ない形で進められるように、検討していただくということ。先程の校区によって、とならない全市的な取り組みにしていくためには、好事例を全市に広げるような形で、一足飛びに全市ではなくても全市を目指して、努力をしていただきますと、ご要望のことが少しずつ叶っていくかと思っておりますので、その点もよろしくお願いいたします。委員ありがとうございました。他の点、いかがでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

(委員)

最初に古谷部長が言われたように少子化に歯止めがかからない状態が続いています。少子化が進んでいる点で産科医療は経済的に逼迫しているという状況です。2年

後には保険化されるというようなことも出ていますけれども、そうされますと人件費・設備費が大変になるみたいなことがありますので、できることがかなり限られてくるのかなと恐れを持っております。それに付けていきますと、事業番号 58 番の妊婦一般健康診査、産婦健診、妊産婦等歯科健康診査の充実について、分娩数は減っているとはいうものの、出産年齢は上がり 40 歳を超えてから出産なさる方がかなり増えてきています。特に不妊症を経験されて出産年齢が上がってこられている方になりますと、分娩は出血が多くかなり危険を伴うものです。かつ、血圧が上がってくる等で管理をしなければならぬということが起こってきます。何が言いたいかというところと検診について、進捗管理には歯科検診受診数を書いていただいていますけれども、予想値に対して半分とは言いませんが少ないというところで、周知が十分に行っていないというところがあります。また、妊婦健診に関しては受診券というものが発行されています。しかし、高血圧や更年期になると、検診回数がどうしたって増えてくる。そして、どちらかというところと分娩日数は後ずさりすることがあるので、検診券 12 枚では全然足りないという方がおられるというところがあります。かつ、実際のところは陰に隠れて見えてないですが、母子手帳をもらいに行かれた後は、受診券を使えますが、その前は有償で自費がかかる、1 回あたり 1 万数千円かかることもあるので、少子化対策の一つとしては、受診券をどうにかしてほしいという考えがあります。受診券の枚数等はどうしても府内の近隣市町村との連携といえますか一律化といえますか、そういうことが働くので、3 市 3 町近辺で動いていますけれども他市町村におかれてはもっと受診券が多い市町村もありますし、泉佐野もそういう点ではもう少し頑張ってもらって、やっていただければと思います。3 人目の妊娠で自分が妊娠していることはわかっているが、他の理由で病院受診にきてもお金がかかるから自分は妊娠していると言わないというケースが出てくることもあります。お金の所為で子どもが産めないというのは、平等という点からいってかなり外れることになっていきますので、ぜひそこを充実していただければと思います。

次に、事業番号 60 番の産後ケア事業について、3 市 3 町で特に泉佐野市の旗振り、非常に早期からこの事業に取り組んでいただいているので、本当にありがたいと思います。しかし、まだ利用数は上がってこないところがあります。病院で取り扱いさせていただいている方のうち多いドミナントは外国人の方です。支える人が身近にいないということはあると思いますが、もちろんその人たちも泉佐野市民であり大事にしないといけません。地域の人たちこそ、そういう恩恵に与れるべきだと思いますので、産後ケア事業に関してももう少し敷居を下げてくださいが必要かと思っています。また、病院への助成金・委託金について、大阪市に比べると半分です。今のところは分娩でいただいたお金をまわしていますが、人件費だけでもかなりの金額になりますので、保険適用になった際にはその辺りを考えていただけたらと思っています。

また、事業番号 66 番のこどもの予防接種について、予防接種もかなり浸透してきてコロナのワクチンもあったおかげで、ワクチンに対する敷居は少し落ちたかなと思います。子宮頸がんワクチン (HPV ワクチン) に関しては、重症の方、副作用が出た方もおられることもありますが、HPV ワクチンは非常に効果が高いと考えています。20 代で妊娠したけど癌を患ったから赤ちゃんも諦めて子宮を全摘出する人もい

ることを思うとぞっとします。検査して判ればいいのではないかというところになりますけれども、子宮がんがわかって、子宮の入口のところだけでも取れたとしても、早産したり子どもできなくなったりしますので、こういう点を考えて HPV ワクチン接種をもっと増えてほしいと思います。キャッチアップ世代で前回接種できなかった子どもたちに接種できる機会が設けられていますが、期間は1年半しか残っていませんので、ぜひこの機会に打っていただけたらと思います。大阪府内でも泉州地区は接種率が非常に低い地区になっております。ただ、親御さんの理解がなければ打てないので親御さんにこそ届けられるメッセージを送っていただけたらと思います。

事業番号 78 番の性情報に対する学習機会の充実、事業番号 82 番の性教育の充実について、性に関する指導に関する研修会への参加や LGBTQ に関することが記載されています。一方で、私が学校協議会とか参加させていただくと、学校現場の先生方はやはり苦勞されています。研修を受けても個別の事例に関してはどう対応するか悩むというところがあります。そういうこともありますので、ぜひ具体的にもう少し進めていただけたらと思います。もう一つ、性に関するところについて、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」が今年7月に国から出されて、具体的には「生命の安全教育」を皆でしてくださいねという話があります。2023年度には始めましょうということになっていると思いますが、今の状態がどうなっているかを学校に確認したいなと思います。また、自己決定、自分の体は自分のものだという考え方はその子にとってとても大事であり、これからの未来を支える考え方だと思います。隣の市でも音楽イベントでの DJ の件もあったり、記者会見されていた会社もあったりしますが、そういうことが社会として容認されてきたということは非常に嘆かわしいことです。こういうところこそ教育で頑張っていただけたらいいなと思っています。少し言い過ぎかもしれませんが、学校側としても規制がありますので色んなことを教えてあげることができないということもあるかもしれませんが、子どもたちを守るというスタンスからすると、性に関することを教えてあげないといけないのかなと思います。刑法が改正されて13歳から16歳に性交同意年齢が上がったといっても、中学校においては妊娠に至る過程は教えてはいけないと指定されていると、この間の子どもたちは何を以って身を守ればいいのかというのは甚だ疑問だということです。ただ、最高裁で現場が必要とすれば教えてよいという法的なお墨付きもあるので、系統的に本当に子どもたちの安全性を考えられたらそういうことを進めてみていただけたらと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございました。今の妊産婦に関して、子どもたちの性の問題について、あるいはワクチンの問題について、ご専門の立場からご意見をたくさんいただきましたが、いかがでしょうか。事務局の方からお願いします。

(岩谷主幹)

まず、事業番号 58 番の妊婦検診につきまして、現在当市では受診券 14 枚・補助券 7 枚を、妊娠届を提出された方にお渡しさせていただいております。おっしゃら

れたように 14 回では足りないという方も中にはいらっしゃるのをお聞きしたことはあります。多胎妊婦の方につきましては、より回数が増えるということで5枚受診券をプラスでお渡しさせていただいております。妊娠届を提出されるまでは受診券がお渡しできないという状況であります。その中で妊娠の診断がついてから妊娠届を取りに来られるという形になっておりますので、そこまでの過程の中で医療費がかかってしまうという経済的負担部分があります。週数がかなり経ってから妊娠届を出しに来られる方もいらっしゃることもあり、その部分につきましては医療面の部分を見直していくべきではないかと思っておりますので、健康推進課の方で検討をさせていただきたいと思っております。

続きまして、事業番号 60 番の産後ケア事業につきまして、昨年度実人数は 18 人で、まだまだご利用人数、目標値というところまでには達してはいないんですけれども、今年度 8 月現在では、実人数 7 人ご利用されていらっしゃいます。ご利用される内容としましたら、支援者がいらっしゃらないとか育児に対して不安があるというようなことがご理由で使われる方が多くなっております。今年からは特に規定を設けずに、必要である方・利用されたい方ということであれば皆さんにご利用をさせていただいている状況になっております。上半期終わっております、実人数 7 人で、単純に×2 で 14 人くらいが今年度の利用になられるのかなと思っております。私たちの支援の中でいろんな方がいらっしゃいますけれども、産後ケアの説明等も行っていきまして、より多くの方、困っていらっしゃる方にご利用していただけるように、推奨していきたいと思っております。

事業番号 66 番の予防接種につきまして、進捗管理シートには HPV について記載はないですが、子宮がん検診というところでは早期発見がとても大切になっております。一時期は副反応のこともあってストップをしている時期もあり接種を躊躇されている方もいらっしゃいますが、子宮がんの予防ということに対しては接種が有効ですので、健康推進課としても勧奨の方をしっかりとしていきたいと思っております。以上です。

(和田参事)

性教育の部分について、前回もお話しをいただいたかなと思ひまして、私もその場でお話させていただいた記憶がございます。先程委員がおっしゃられたみたいに、最高裁の判決が出ているというところを拠り所にしたところではあるんですけれども、学校現場ではどうしても学習指導要領に基づいて指導しているという現実がございます。現場も先生も教えるときに悩みを持ちながら教えているという現実があると思います。ただ、性教育につきましては、どの学校でも指導の計画を立ててその都度行っております。性教育の全体の計画の見直し等も毎年行っている状況でございます。性に関してのトラブルといいますか、そういうことも市内で生起することもございます。そういった場合には校園長会等を通じまして市内での状況をお伝えして、改めて性教育の見直しであるとかカリキュラムの見直しを伝えているところもあります。先程おっしゃられた生命の安全教育について文科省が示しているところがありますので、泉佐野市教育委員会としても自分の体をしっかり守る、プライベートゾーンであるとかそのあたりについてきちんと学習していくようにと

いうことでは伝えております。それを年間計画に取り入れて生命の安全教育を行っているという学校もございます。また、LGBTQ 等について人権教育ともリンクさせながら、学校教育活動全体で行っているところではあります。今日このような場でご意見もいただいておりますので、各学校にしっかりと話をしていきたいと思っております。

(議長)

ご報告ありましたことを引き続き推進していただきまして、安心して子どもを産むことができる、そして、子どもたちが自分の体についても正しく知識を持ってきちんと安全を保っていくことができる、そういったトータルな施策についてもご推進をお願いします。学校現場の方の調整もよろしく願いいたします。他、いかがでしょうか。

(委員)

事業番号 86 番の不登校対策事業について、泉佐野にはありがたいことに教育支援センターが 2 ヶ所「さわやかルーム」と「シャイン」があります。親としてはもちろん学校で生き生きと自分らしく楽しく行ってくれたら一番いいですが、子どもにはシャインがあつて、シャインで本当に生き生きと過ごしていて、シャインの先生方ともさわやかルームの生徒との交流も生き生きして、本当にありがたいと思っております。が、泉佐野で学校に行けていない子どもたちはもっとたくさんいるのに、なぜシャインに来てないのかという単純な疑問が浮かびます。それは、私は子どもが学校に行けなくなったとき・行かなくなったときにシャインがあるから、すぐにシャインに行かせてほしいと先生に言ったんです。そういう選択をさせてほしいと先生にお願いして、シャインと繋がりました。今、学校に行けてない子どもたちが家の中で、そういうお子さんを持つ親は、泉佐野に教育支援センターという施設があつて、自分の子どもは行ける場所がある、選択肢の一つとして教育支援センターがあるということを実感してきちんと理解をしているのか。学校に行けなくなったら、親は毎日毎日欠席の連絡をして、そうでなくても学校と疎遠になりつつある。果たしてはもう学校は敵やという形で学校対親みたいな感じになってしまうと、先生から教育支援センターの選択肢があることをお伝えできている状態なのか。学校の先生方がシャインとさわやかルームを理解し、それを親に伝えているのか。それを親が理解し、自分の子をそこに行かせてもらいたいという選択ができているのかというところで。私の子どもから聞く情報でシャインに来ている子が少ないというのは単純に疑問に思うんですね。もちろん学校に行かせる、不登校を出さないということが目的で先生方がそこに必死になるのはわかるんですが、現に行けてない子がいるんだつたら、そういう施設もしっかり利用できるような体制にさせていただきたいと親として思っています。ですので、実際に泉佐野市で不登校が何人いて、進捗管理には実施値等は書いていないですが何人シャインとさわやかルームに通っていて、それが実際の不登校児童数とリンクしているのか、してないのであれば、その対策の方が大事ではないかと親としては思うので、その辺りをお聞かせいただきたいです。

(議長)

事務局いかがでしょうか。実態と利用状況あるいは周知状況などについて現在お答えできることからお願いします。

(和田参事)

結論から申し上げますと、不登校のお子さんが全てさわやかルーム、シャインに通っているかというところではないです。割合からいっても10%程というのが実感です。さわやか、シャインに年間登録してくださるのがここ数年は20数名です。ただ、不登校児童数を小・中学校合わせますと200人程の数字になってまいりますので、概数で申し訳ないですが10%程に留まっていると。では、その残り90%程のお子さんはどうなのかというお話ですが、不登校の定義は年間30日以上欠席ですので、不登校ならばずっとお家にいるというわけではなく、学校にも来てくれるといえますか、出席して下さるお子さんもいます。その辺の周知がどこまでというあたりについては、休みがちになってきた時にさわやかルーム、シャインという教育支援センターがあることは学校からももちろん伝えていますが伝えるタイミングですね。先程委員がおっしゃられたみたいにその情報を伝えたとしても受け入れられないような関係性になってから伝えましても、なかなか利用が進まないというところはあると思います。今年度1学期は中学校では例年に比べると不登校のお子さんが昨年度の同時期と比べると減っています。減っている上でさわやかルーム・シャインに行きながら学校にも通えているというお子さんが今年増えていて、それは学校教育課の内部で分析しているところです。先程の関係性といいますか、タイミングの問題といいますか、これまででしたらかなり重篤になってから伝えているので、今更行けないという話がありました。が、もっと早い段階でこういう選択肢もあることをご家庭・本人と学校の関係が保たれている中で示していくことで、お子さんにとっては、学校に行ってもいいし、教育支援センターに行ってもいいということで選択肢が二つある、安心感が得られるということで、そのようなお子さんが今年は増えたのかなと内部では分析しています。ただ、それでも不登校が激減しているのかというと、そこまでではなく厳しい状況ではありますが、一つその辺りはヒントになるのかなと思っています。また、泉佐野に勤めている先生は年次で研修を受けたり、4年目の先生にはさわやかルーム・シャインへ必ず見学に行ったりしています。さわやかルーム、シャインのことを広く周知もきちんと続けていくとともに、お子さんの状況を見極めながら、きちんと繋ぎができるようにということについても、教育委員会からは各校に指導していきたいと思っています。ありがとうございます。

(議長)

委員、よろしいでしょうか。保護者の方、またお子さんが選択できる。そしてそのことでももちろん登校に戻っていくということも含めて、多様な選択肢そして安心できる状況をぜひ推進していただけるようお願いいたします。他よろしいでしょうか。沢山ご意見いただきましたので、引き続き、ひとり親家庭等自立促進計画及

び子どもの貧困対策計画の進捗状況の方に進みたいと思いますので、事務局の方から次の事項について説明をお願いいたします。

（議題（１）ひとり親家庭等自立促進計画及び  
子どもの貧困対策計画」について事務局説明）

（議長）

はい、ありがとうございました。ご意見ご要望またはご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

先程の事業番号 14 番の子ども家庭総合支援拠点のところでも出ましたが、家庭児童相談室は本当に重要な根幹を成しているところだと思います。これは意見というか危惧しているところですが、私が関わる園も家庭児童相談室に大変お世話になっています。本当に働かれている内容とか関わりを見ていると丁寧にしてくださっています。ただ、本当に負担が大きいものです。こんな言い方をして本当に失礼なんですけれども、よくこの人数でこれだけの仕事をされているなど。それも子育て支援課も含めて全てそうだと思います。よくここまで自分の子どもでもないのに、ここまで時間を割いてくださっているなど本当に頭が下がる思いでいつも感謝しています。これは本当に一例ですが、虐待の疑いがあるような傷跡が見られた場合には、家庭児童相談室の方に相談することがあります。担当の方が来てくださったら園に来て確認をしてくださる場合もあるのですが、その保護者が来られる時間、お迎えに来る時間帯にお話をされるということで、日によってはその保護者がいつ来るかどうかというのはわかりません。そうすると園で時には 2 時間、3 時間ずっと待ってくださるんですね。その待つ時間は恐らく書類作成とか他の事に十分充てられる時間のはずなのに待つのが仕事になっている。そこで面談等々が行われた場合は、面談が終わった後の夜の時間に戻られて書類作成をされていると。市の中でこのような働き方が許される場所があつていいのかなと思うのと同時に、やはり数年ごとに担当者が変わってしまうという、本当に働き方として厳しい、非常に職員にストレスがかかる負担の大きい仕事だと思っています。お願いしたいのは人員の確保で、何とかならないのかなと思いますが、子どもの育ちの最前線に向き合われている厳しい仕事です。人材確保は難しいかもしれませんが、それでも何か今まで以上により手厚くそこには予算をかけてもかけすぎないのではないだろうか。一番弱いところにひずみが出てきますので、何とかそこをもう少し手厚く市としてはしていただきたいなということを感じるとともに危惧しているということをお伝えします。本当にいつもありがとうございます。以上です。

（議長）

ありがとうございます。人材確保も含めて引き続きご検討いただきたいのですが、事務局からよろしいでしょうか。

(松若参事)

過分なお言葉本当にありがとうございます。私どもも少ない人数で対応しておりますけれども、職員だけではなく、子どもに関わる全ての関係機関の職員の皆様そういう方々に支えられているといますか、連携させていただいて、おかげさまで重大事案が本市では発生していないというところでございます。こういうようなことで今後も取り組んでまいりたいと思いますし、人員の確保というところは私としても非常に優先順位の高い、最重要課題として認識しておりますので、頑張ってまいりたいと思います。先程お話がありましたけれども、児童虐待というのは発生してから対応するのではなくて未然防止ということが重要でございます。妊娠期からお母さん方、お父さん方を支援して、安心して出産そしてその後の子育てに入っただけのように支援を続けてまいりたいと思いますので、また先生方のご協力もどうかよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。委員もありがとうございました。他の委員の皆さんいかがでしょうか。委員の皆さんには市の子どもそして保護者の方、そして、市に暮らす方皆さんの健康と安心と安全のために今たくさんご要望いただいたかと思えます。財政的なこともありますので一足飛びには解決しないものもあるかと思えますが、できるだけ庁内の調整を図っていただき、できるところから着実に充実を図っていただきたいと思えます。議題（１）につきましては、委員の皆さんからいろいろご要望いただきましたが、ご承認いただいたということでよろしいでしょうか。では、今のご要望は持ち帰っていただいてご検討と充実をお願いいたします。委員の皆さんありがとうございました。では、次の議題（２）（仮称）泉佐野市こども基本条例案について、事務局よりご説明をお願いいたします。

（「議題（２）（仮称）泉佐野市こども基本条例案について事務局説明」）

(議長)

はい、ありがとうございます。では皆さんのご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

条例の案ということで出してもらっていて、素晴らしい条例だと思います。そこで気になるのは、条例案第４条の逐条解説のこどもへの支援について「予算の範囲内において」とあります。この文言を入れないとあかんのかどうかで、せっかく良い条例なのに、「こどもへの支援について必要な財政上の措置をするとともに」で良いかなと思いますが、どう思いますか。

(前田理事)

条例案については、子ども・子育て会議の各委員のご意見を反映し検討させていただくものとなっておりますので、貴重なご意見ありがとうございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。この文言を入れている意味はよくわかりますが、条例にはもちろんこの文言も意味を含んでいますので、条例の解説からは削除しても良いかもしれませんが、よろしくお願いします。

(委員)

質問1点と要望1点申し上げます。質問に関して、こども基本法の範囲内で制定するというのですが、その範囲内というのは、あくまでも書いていないことは、こども基本法に書いてあることに反しない限りは追加で条例に定めてもいいという理解・前提として質問いたします。今回の基本条例というのは、こども基本法が元々ある中で泉佐野市としての特色は条例のどの部分かいうところを伺ってみたいと質問いたします。

(議長)

事務局お願いします。

(前田理事)

基本的にはこども基本法及びこどもの権利条約の原則に沿った形で定めているものでございまして、今回条例を定める主な目的はこども施策の推進です。また、こども家庭庁の創設に伴い、こども政策の推進にあたってはこどもの意見を最大限尊重するという趣旨がございまして、その旨も含んだような形の条例としております。よろしく願いいたします。

(委員)

ありがとうございます。こども基本法の中で現状弱いというか記載として薄いと思うのが、実際上手いかなかったときにどうするかについてだと思います。上手いかせるためにこういうことをしていきますというのがこども基本法としては、書いていますが、上手いかなかったとき・駄目なときにどうしますという具体的なところについては記載がまだ薄いと、そこまで踏み込めなかったというふうに理解しています。ということであれば、市の条例については、具体的に上手いかなかったときはこうしますというところに踏み込んだ内容を厚くしていただきたいというのが全体を通しての希望です。

要望について、条例案で恐らく第9条か第18条に当たると思いますが、こどもの健康のところですね。こども基本法の4つの原則の中で、こどもの生命とか生存、発達に対するところがあります。今回の条例案の中で第9条、第18条と申しましたが、それ以外の全体も見ますと、何か問題があったときにはこういうふうにしていきますということは書いてありますが、そもそも問題なくても健康に健やかに生きるということはとても大事なところですので、文言として第9条の育ちとか第18条の切れ目のない子育て支援で、文言として「健やか」「健康」等そういったところをよりイメージしていただきたいというのが要望です。この条例が施策の実施の基

になると思っています。一例として挙げると、2～3万人に1人が発症する病気について、出生時に診断がついて薬を投与すればその病気でない人と同じように生きていけるけれども、2～3歳になってから気付くと筋力が弱まって行って、どんどん歩けなくなる、一生筋力が戻らないような病気があります。恐らく実費で5000円払ったら、出生時診断でわかる。2～3万人に1人だから泉佐野市は600～700人しか1年間に生まれないので、30年に1人とかになるんですよね。例えば、そういうところに補助を出すというような施策を実施する等して健康を推進している市であることをどう主張していくかということは大事だと思っています。今回、この条例を定めるに、他市もどんどん条例を制定しているので、本市も作りますというような内容も最初に説明がありました。そういうところも含めると他市と比べて泉佐野市はどういう特徴があるのか分からないと泉佐野市に人が集まってこない。子どもたちが生まれるような、人口が維持できるような地域にならないというところをととても心配しているので、健康に健やかに子どもたちが育つところをより明確にわかるようにしていただきたいというのが私の要望です。以上です。

(議長)

今の点いかがでしょうか。

(前田理事)

子どもたちの健康の面について、もう一度条文等を確認させていただきまして、さらに強調・推進できるような文言に修正していきたいと思います。よろしく願います。

(委員)

ありがとうございます。

(議長)

他にいかがでしょうか。お願いします。

(委員)

大事な4つの原則のところに、子どもたちの意見を入れましょうと丁寧に書かれています。子どもに関したら色々な情報を抱えていて、これはとてもいいなと思っていますが、条例検討の体制案に子どもの字がないというところなんです。子どもたちからの意見をどこで引っ張るのかなというのは、この体制図ではよくわからないところがあります。それにつけて子どもの意見を聴くアンケート調査の用紙について、選択肢があって回答しやすい面もありますが、フリーで書けるところが1か所しかありません。子どもたちは色々なことで困っていたり、こんなことしてほしいと思ったりすることもありますので、ぜひそれを入れていただけたらと思います。

第3条基本理念の逐条解説について、性別、国籍、経済状況云々の最後に性的指向に関わらず、と書いてあります。性別と重なりますが実際は性自認の方が難しいのではないかと思います。性的指向に関しては個人の自由かと思われませんが、自分

が誰なのかというところに対しては人権的な問題も含んでいます。性別と重複するところがありますが、もし書くのであれば性別そして性自認というように書いていただければと思います。

また、第 16 条について、第 11 条～第 15 条に定めるもののほか全てのこどもに対し云々と書いてあり、これは家庭環境に応じた子育ての問題であるというように書いてあります。そうすると、普通の家庭で育ったこどもたちに対する基本的な支援はここには書いていないかなと思いました。

先程から言っている性自認とか生きづらさを抱えているこどもたちをどこに含んでいるのかと言うと、第 11 条の障害等による特別な支援が必要かというところではないですね。それぞれのこどもたちが思っていることです。こういう生きづらさを抱えているこどもたちの記載がないかなと思いましたので、ご意見させていただきました。

(議長)

アンケート項目について自由記述の部分のご指摘であるとか、生きづらさを感じているこどもたちへの対応の部分とかも一度検討いただけるといいかと思いますが、いかがでしょうか。

(前田理事)

アンケート項目については検討させていただきます。よろしくお願いたします。第 16 条については全てのこどもへの適切な支援ということで、当然こども全てを支援していくという前提があります。第 11 条から第 15 条までに定めるもののほか云々は、第 11 条から第 15 条の範疇ではない全てのこどもという意味で定めております。例えば、逐条解説に載せております、ひとり親家庭、ステップファミリー（子連れ再婚家庭）、里親、外国にルーツのある家庭のこども等の全てのこどもを含めて支援していくという意味合いで第 16 条を定めております。よろしくお願いたします。

(委員)

マイノリティの方を挙げていくというのは、言い方が適切でないかもしれないですが、それ自体がその人たちにとっては、区別しているということになるので、マジョリティーの人たちがどのようにそこを考えていくかというのが一番大事な考え方だと思います。一部が抜けていると他にいろいろ挙げていて、私達だけ載ってない、とならないようにしたいなと思いました。

(議長)

ありがとうございます。今のご意見、またご検討いただければと思います。他の委員、いかがでしょうか。

(委員)

1 点だけ質問させてください。条例案の第 5 条保護者の役割について、保護者は子育てについての第一義的な責任があることを認識し、こどもの最善の利益を考え

るとともに、と続いています。こども家庭庁ができたときに、確かに保育の中ではこどもの最善の利益を重視するということはずっと言ってきました。それを念頭において保育を行ってきましたが、こども家庭庁ができるときに、こどもの最善の利益というのは、一般の要望として聞くと誤解を生むことがあるので、こどもまんなか社会にとか、こどもまんなかにおいてというふうに置き換えるようにというような話がなされました。実際、この説明文とか逐条解説を見ていると、他のところは全てこどもまんなか社会とか、こども社会の実現というふうに書いてあるのですが、第5条だけはこどもの最善の利益という言葉が残っています。この点について、あえてこれを残したのかそれとも何か置き換えがきかなかったのか、こどもまんなか社会に置き換えていけるのかどうかを検討いただければと思います。以上です。

(議長)

いかがでしょうか。

(前田理事)

委員ご指摘の意見を参考に検討・変更していきます。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。他の委員からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ご要望があった点につきましては、再度ご検討いただいて、それも含めてご承認いただくということでよろしいでしょうか。事務局は持ち帰りまして、十分なご検討をお願いいたします。ありがとうございます。

では、その他について事務局より説明をお願いいたします。

(その他 令和4年度以降の泉佐野市独自の  
主な子育て支援施策について事務局説明)

(議長)

本日提供されました資料について、個別にご質問等ありましたら、ご連絡いただいたり、必要なときに情報配信をさせていただいたりということをお願いいたします。

以上、議題につきましては、皆さんの積極的な要望も含めまして、それらを検討した上で、ご承認いただきました。たくさんのご意見いただきまして、さらに充実していくことと思います。本当にご協力ありがとうございました。では、事務局から連絡事項等についてあるかと思しますので、進行を事務局にお返しいたします。

(終了)